

平成24年度昭島市保育料徴収基準額表

各月初日の在籍児童の属する世帯の階層区分		徴収基準額（月額）			各月初日の在籍児童の属する世帯の階層区分		徴収基準額（月額）					
		3歳未満児	3歳児	4歳以上児			3歳未満児	3歳児	4歳以上児			
階層区分	定義	第1子	第1子	第1子	階層区分	定義	第1子	第1子	第1子			
		第2子	第2子	第2子			第2子	第2子	第2子			
A階層	生活保護法（昭和25年法律第144号）による被保護世帯（単給世帯を含む）	0	0	0	A階層を 除き 前年分 の所得 税課税 世帯	第11階層	前年分の所得税額が、165,000円以上217,500円未満の世帯	33,200	18,500	18,300		
B階層	A階層を除き、前年分（1月から3月まで）にあっては、前前年分（以下同じ）の所得税及び前年度分の市町村民税（特別区民税を含む。以下同じ）非課税世帯	2,100	1,680	1,680		第12階層	前年分の所得税額が、217,500円以上240,500円未満の世帯	23,240	12,950	12,810		
C階層	A階層を除き、前年分の所得税非課税世帯で前年度分の市町村民税課税世帯	第1階層	前年度分の市町村民税のうち、均等割のみ課税世帯	3,100		2,400	2,400	第13階層	前年分の所得税額が、240,500円以上278,000円未満の世帯	35,300	19,600	19,200
		第2階層	前年度分の市町村民税のうち、所得割課税額が10,000円未満の世帯	1,550		1,200	1,200	第14階層	前年分の所得税額が、278,000円以上340,500円未満の世帯	24,710	13,720	13,440
		第3階層	前年度分の市町村民税のうち、所得割課税額が10,000円以上の世帯	3,900		3,200	3,200	第15階層	前年分の所得税額が、340,500円以上403,000円未満の世帯	26,110	14,560	14,070
D階層	A階層を除き、前年分の所得税課税世帯	第1階層	前年度分の市町村民税のうち、所得割課税額が10,000円以上の世帯	1,950		1,600	1,600	第16階層	前年分の所得税額が、403,000円以上465,500円未満の世帯	41,400	23,000	22,000
		第1階層	前年分の所得税額が、1,900円未満の世帯	2,450		2,100	2,100	第17階層	前年分の所得税額が、465,500円以上528,000円未満の世帯	28,980	16,100	15,400
		第2階層	前年分の所得税額が、1,900円以上9,500円未満の世帯	6,100		5,300	5,300	第18階層	前年分の所得税額が、528,000円以上590,500円未満の世帯	43,400	24,100	22,900
		第3階層	前年分の所得税額が、9,500円以上19,000円未満の世帯	3,050		2,650	2,650	第19階層	前年分の所得税額が、590,500円以上653,000円未満の世帯	30,380	16,870	16,030
		第4階層	前年分の所得税額が、19,000円以上28,000円未満の世帯	7,800		6,900	6,900	第20階層	前年分の所得税額が、653,000円以上の世帯	45,500	25,200	23,800
		第5階層	前年分の所得税額が、28,000円以上37,500円未満の世帯	3,900		3,450	3,450			31,850	17,640	16,660
		第6階層	前年分の所得税額が、37,500円以上56,300円未満の世帯	9,500		8,500	8,500			47,600	26,400	24,800
		第7階層	前年分の所得税額が、56,300円以上75,000円未満の世帯	4,750		4,250	4,250			33,320	18,480	17,360
		第8階層	前年分の所得税額が、75,000円以上93,000円未満の世帯	11,400		9,900	9,900			49,600	27,400	25,600
		第9階層	前年分の所得税額が、93,000円以上127,500円未満の世帯	5,700		4,950	4,950			34,720	19,180	17,920
第10階層	前年分の所得税額が、127,500円以上165,000円未満の世帯	13,300	11,300	11,300				51,600	28,500	26,500		
		6,650	5,650	5,650				36,120	19,950	18,550		
		16,300	12,800	12,800		付加徴収金基準額表	C階層の第1階層に属し、前年度分の固定資産税額が4,000円以上である世帯は、C階層の第2階層と認定する。					
		9,780	7,680	7,680			C階層の第2階層に属し、前年度分の固定資産税額が6,000円以上である世帯は、C階層の第3階層と認定する。					
		19,600	13,800	13,800			C階層の第3階層に属し、前年度分の固定資産税額が8,000円以上である世帯は、D階層の第1階層と認定する。					
		13,720	9,660	9,660	D階層の第1階層に属し、前年度分の固定資産税額が10,000円以上である世帯は、D階層の第2階層と認定する。							
		23,000	15,000	15,000								
		16,100	10,500	10,500								
		26,600	16,200	16,200								
		18,620	11,340	11,340								
		30,100	17,300	17,300								
		21,070	12,110	12,110								

B階層の保育料について
 B階層に設定された方のうち、ひとり親世帯等については、保育料が無料になります。詳しくは次ページ 備考4をご確認ください。

< 備 考 : 表中の用語について >

- 1 「均等割」とは、地方税法に定める均等割をいう。
- 2 「所得割課税額」とは、地方税法に定める所得割の額をいう。但し、次の控除は適用しない。
 配当控除 外国税額控除
- 3 「所得税額」とは所得税法等の規定によるものをいう。但し、次の控除は適用しない。
 配当控除 外国税額控除 住宅の取得等をした場合の所得税額の特別控除
- 4 B階層における「ひとり親世帯等」とは、次のいずれかに該当する世帯をいう。
 母子及び寡婦福祉法第17条に規定する配偶者のない者で現に児童を扶養している世帯
 身体障害者福祉法第15条に定める身体障害者手帳の交付を受けた者を有する世帯
 療養手帳制度要綱に定める療養手帳の交付を受けた者を有する世帯
 精神保健及び精神障害者福祉に関する法律第45条に定める精神障害者保健福祉手帳の交付を受けた者を有する世帯
 特別児童扶養手当等の支給に関する法律に定める特別児童扶養手当の支給対象児を有する世帯
 国民年金法に定める国民年金の障害基礎年金等の受給者を有する世帯
 保護者の申請に基づき、生活保護法に定める保護基準に準じ生活に困窮していると市長が認めた世帯
- 5 第1子とは、同一世帯に属する入所児童のうち最年長の者をいう。
- 6 第2子とは、同一世帯に属する入所児童のうち第1子の次に年長の者をいう。
- 7 年齢の見方
 当該年度4月1日の前日での満年齢とする。
- 8 多子軽減等（第3子以下について）
 同一世帯で3人以上の児童が保育所を含む下記の施設を利用している場合は、第3子以下の者の保育料を無料とする。また、同一世帯で入所児童の他に、下記に該当する児童がいる場合は、当該入所児童のうち[第1子に係る徴収基準額については、第2子基準額の規定]、[第2子に係る徴収基準額については、第3子以下の者とし無料]とする。
 幼稚園（法に定めるもの）に入園している児童
 認定こども園（法に定めるもの）に入園している児童
 保育室若しくは認証保育所（昭島市と利用契約を締結した施設に限る）に保育されている児童
 保育料算定基礎資料の未提出の場合について
 扶養義務者が保育料算定のための書類（児童福祉法施行規則第24条第3項に定める）を提出しないときは、当該扶養義務者等に係る世帯の階層区分は、昭島市保育所徴収規則第2条別表第1備考10に定めるとおり
 [当該書類を提出するまでの間、D階層の第20階層と認定するものとする。]
 ただし、当該書類に記載される事項が市の公簿等で確認できる場合であって、当該扶養義務者等が当該公簿等による確認に同意したときは、この限りでない。